

県北広域振興局長告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、令和8年3月17日から同年4月14日まで関係書類を縦覧に供する。

令和8年3月13日

県北広域振興局長 佐々木 哲

土地改良区名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
久慈市土地改良区（久慈市）	久慈市土地改良区	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	久慈市役所